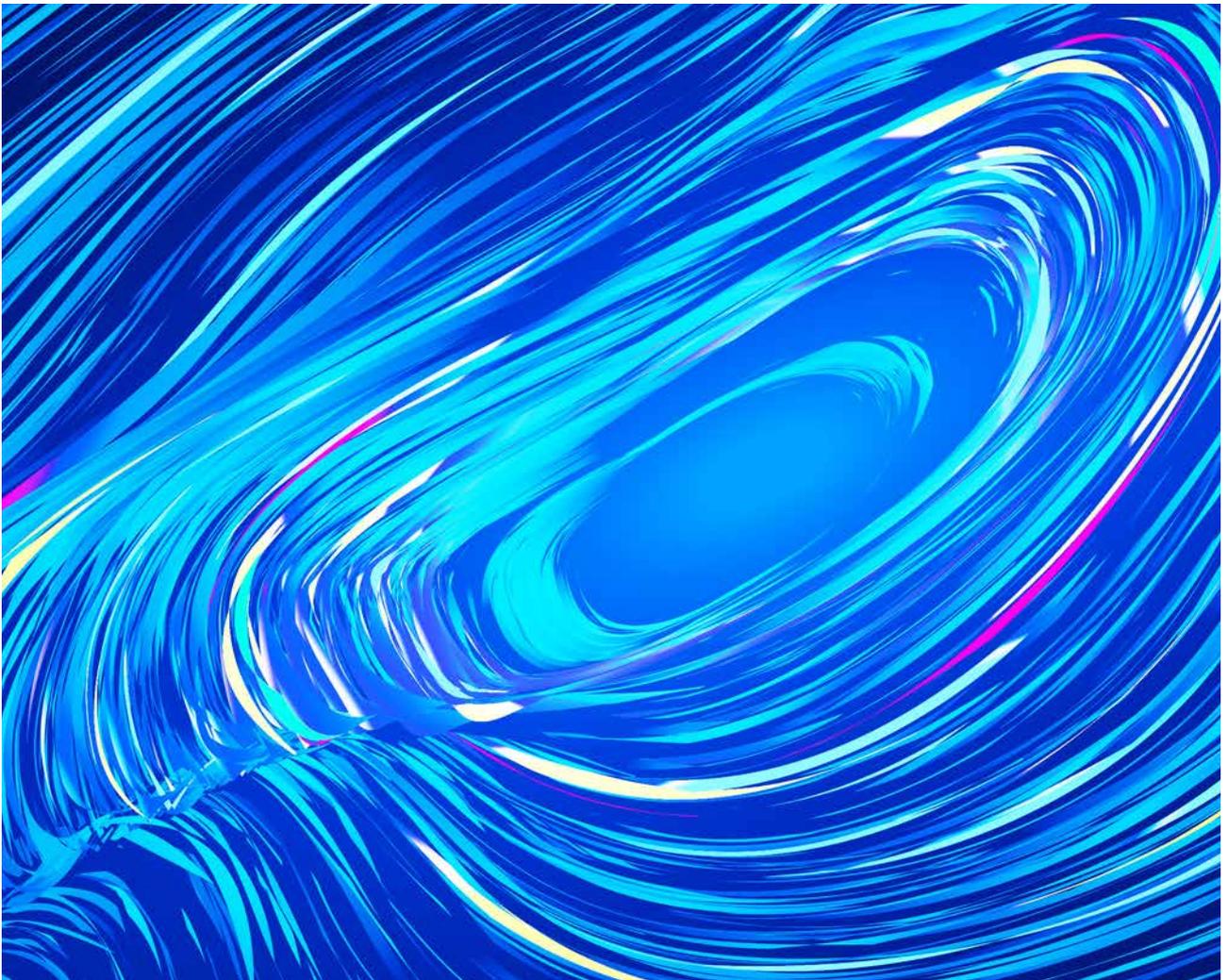


MONSTER 3D VISION

臨場感あふれる3D空間へ誘う。



supported by



Blanco Pared

株式会社ブランコパレット

MONSTER 3D VISIONとは

大阪・ミナミ宗右衛門町に位置する3Dデジタルサイネージです。

誰もが足を止めてしまう3D広告は、

よりリアルにユーザーに訴求する事ができます。

新鮮な驚きは、SNSでの拡散効果もあり、

より高い広告効果が期待できるため、

従来では得られない多くの人々へのリーチも可能になります。

設置エリアも順次拡大予定。

3Dグラフィックス・映像制作サービスもご提供可能。



媒体仕様

媒体名	MONSTER 3D VISION
設置場所	〒542-0084大阪府中央区宗右衛門町6-9 KEIビル
設置規模	ビル1棟LEDサイネージ 1F～5F部分
放映時間	11:00-8:00 21H (8:00-11:00休止) ※夏季は休止時間が変更になる場合があります
画面仕様	SMD3in1 5000nit
画面サイズ	W14500mm×H14000mm
ピクセルピッチ	3.9mm
音響	あり

MAP

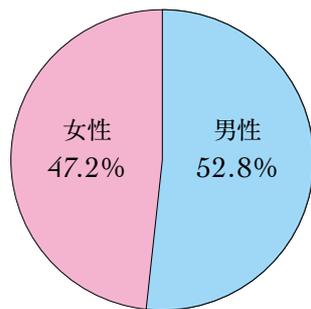


周辺環境

最寄り駅	① 大阪メトロ御堂筋線・四ツ橋線、千日前線 なんば駅
	② 近鉄難波駅 南海難波駅
視聴確認内歩行者	平日/130,575人 土日/140,334人 月/4,135,662人(10-26時 2024.6月調査)
ターゲット	ビジネスマン20～40歳/学生18歳～22歳/OL20～40歳/主婦30～50歳

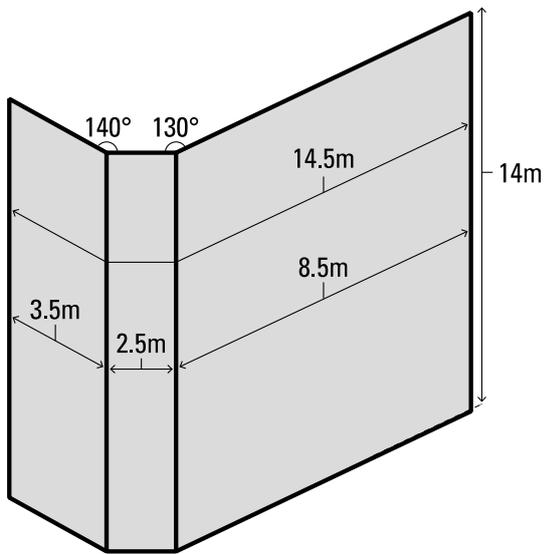
サーキュレーション

通行量	平日 130,575 人 土日 140,334 人
通行量	月 4,135,662 人
男女比	男性52.8% 女性47.2% (2024.6月調査)

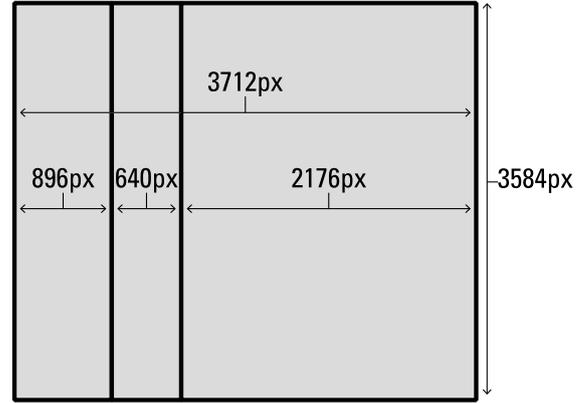
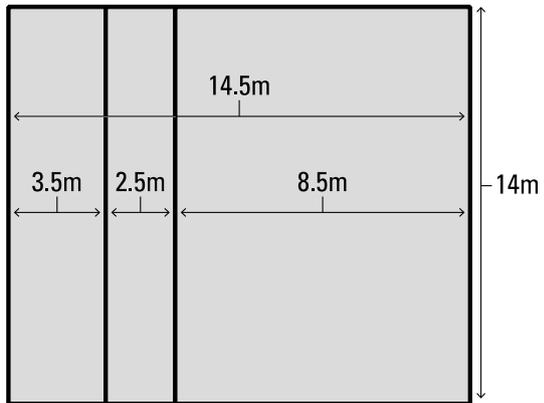
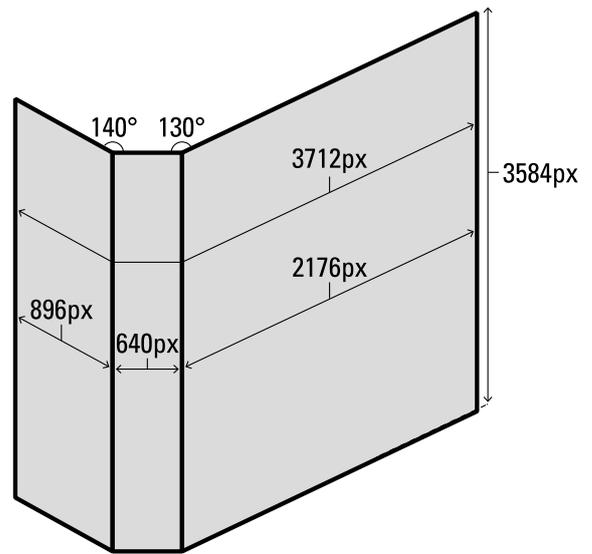


デジタルサイネージ配置図

メートル表記



ピクセル表記



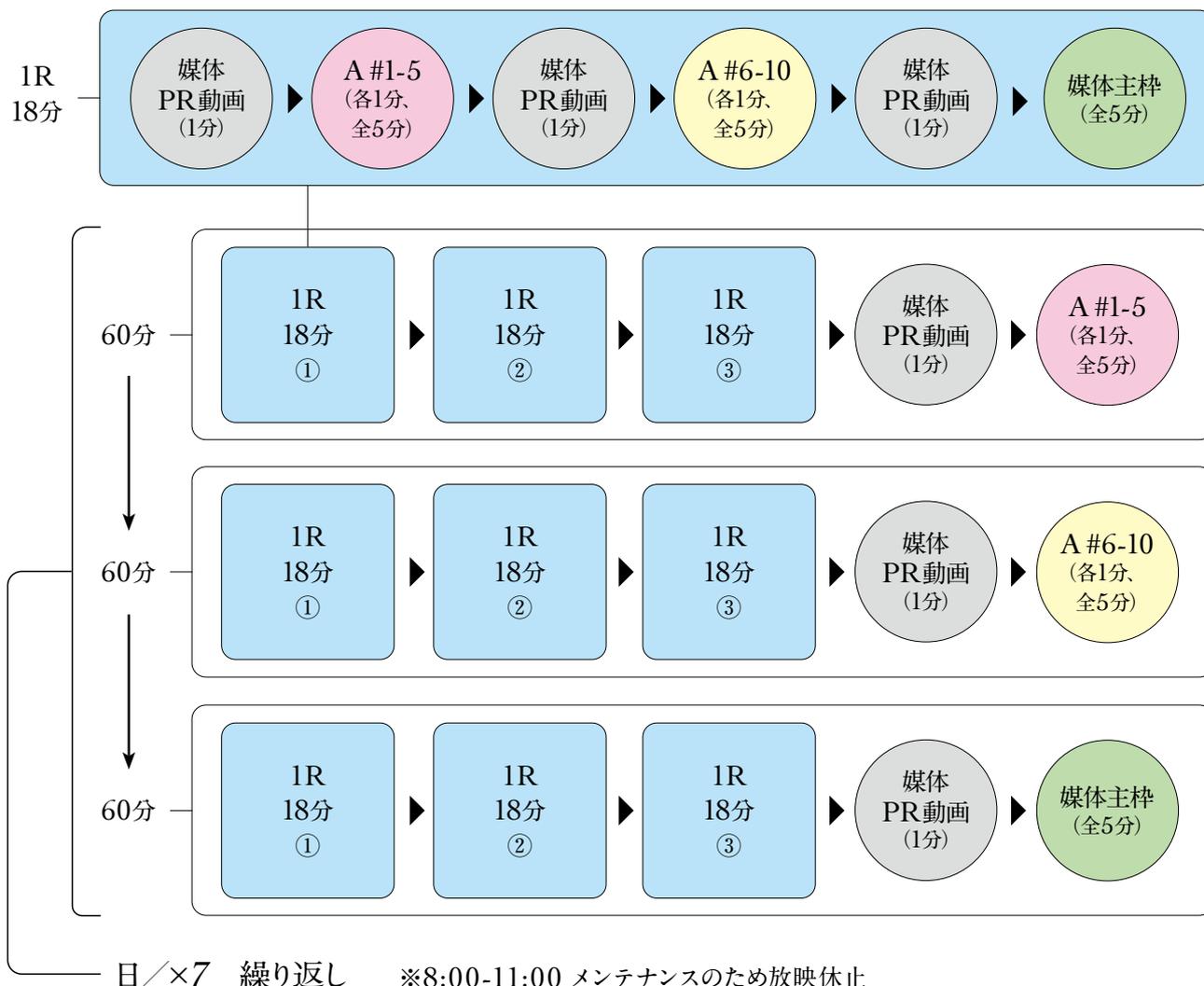
広告料金

広告名	放映期間	放映秒数	販売枠数	1ロール	広告料金
MONSTER 3D VISION	1カ月	60秒	10枠	18分	¥1,500,000 (税抜)

放映パターン

1分枠が1時間に3回放映+3時間に1回放映、1日で70回放映となります。

放映順は弊社にて決定させていただきます。商品や内容によって順番を配慮いたします。



※8:00-11:00 メンテナンスのため放映休止

※空枠がある場合は増枠させて頂く場合もございますので、
契約時にお伝えさせていただきます。

申し込み受付 (制作を同時に行う場合)

[3Dの場合] 放映月の4か月前

[2Dの場合] 放映月の3か月前

3D広告お申込み想定スケジュール

4か月前まで

出稿決定。お申込み手続き。
動画制作のお打合せ開始。
動画制作に関しては各社相談。

3か月前まで

制作する動画内容決定。動画の制作開始。
※制作期間、約2か月想定。
※2Dの場合は1ヶ月想定。

1か月前

動画素材、完成。
テスト放映及び、内容確認。
修正対応期間。10日前入稿。

放映

MONSTER 3D VISION 映像制作について

ブランコパレットでは、3D映像の映像制作も別途請け負っております。お気軽にお問合せください。

contact@blancopared.com

お申込みについて

お申込みは先着順となります。

放映内容は1申込につき、1商材を基本とします。

掲出の可否は「MONSTER 3D VISION 放映基準」(P.14) に準じます。

審査に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

災害発生時など緊急時には放送内容を切り替える場合がありますので予めご了承ください

入稿仕様

動画コンテンツ

推奨フォーマット	
ファイル形式	MP4
サイズ	3712 × 3584px
フレームレート	30fps
ビットレート	35-45Mbps
ピクセルアスペクト	スクエア1:1
オーディオ設定レート	48kHz 16bit Stereo

静止画コンテンツ

推奨フォーマット	
ファイル形式	MP4
サイズ	3712 × 3584px
フレームレート	30fps
ビットレート	35-45Mbps
ピクセルアスペクト	スクエア1:1
オーディオ設定レート	48kHz 16bit Stereo

入稿について

入稿データは仕様をご確認の上、放映開始日の10日前までにメールにてお送りください。

入稿データはMP4推奨となります。その他の場合ご相談下さい。

動画は基本的に60秒で入稿お願いします。

素材の長さや種類によっては入稿方法をご相談ください。

音声を含めた動画データにてご入稿ください。

また、動画の最初と最後の0.5秒は無音にして下さい。

音声は音割れの無い最大音量での入稿お願い致します。

テスト放映時点で弊社が全体バランスをミキサー調整し送出させて頂いております。

放映期間中の放映素材変更には所定の作業費が別途必要となります。詳細はお問い合わせください。

放映期間中のクライアント様都合による緊急の意匠変更や放映中止をする場合、

素材入稿日に間に合わなかった場合は、別途費用がかかります。

過去に放映した素材を流用する場合も、原則、再度データのご入稿をお願いします。

上記の仕様通りであっても再生時に高負荷となり、再生に不具合が生じる可能性がございます。

その際はデータの調整をお願いする場合がございます。

FAQ

Q 業種によって広告が出せない事はありますか？

A 基本的にはどんな業種様にも広告を出していただきたいと考えておりますが、審査基準により広告自体お断りさせていただく業種もございます。また、お申込みの時点で先に契約をされているクライアント様との兼ね合いで、お断りをさせていただく場合もございます。お気軽にお問合せ下さい

Q CMを流す上でNGの画像など規制はありますか？

A お申込みの時点で広告審査基準にのっとって判断をさせていただきます。不適切な映像の詳細については運用規約の放映基準をご覧ください。

Q 放映枠は10枠との事ですが、CMを流す順番は選べますか？

A 放映の順番は全体のバランスを配慮して弊社で決めさせていただいております。申し訳ございませんが順番を選んで頂く事は出来ません。映像の放映順は1週間単位で変更をさせていただきます。

Q 1枠では無く2枠3枠と契約する事は可能ですか？

A 枠に空きがあれば契約していただく事は可能です。

Q 放映期間中、違う動画に差し替える事はできますか？

A 状況に応じて対応させていただきます。

Q なぜピルを丸ごとLEDにしようと思ったのですか？

A 「今まで世界になかったものを日本、大阪、宗右衛門町に活気と新たなシンボルを創りたいという思いから制作いたしました。

Q 3D映像の広告を流す事は可能ですか？

A 可能です。お気軽にお問合せ下さい。

Q 3D広告掲載を依頼するにあたり、自社で用意した3D動画を流す事は可能ですか？

A 広告掲載のご契約の枠内であれば3D映像の放映は可能でございます。

Q 3D動画の作り方は教えてもらえますか？

A 大変申し訳ございませんが、3D映像の作成方法についてはお伝えすることはできません。映像仕様は媒体資料に掲載されておりますので、そちらをご確認ください。また3D映像制作は弊社でも請け負っております。また3D映像制作の関連会社をご紹介する事も可能ですので、お気軽にご相談ください。

Q 契約の延長はできますか？

A 延長をご希望の場合は、期間満了の2か月前までにお申し出ください。空枠がある場合は延長をお受けする事ができます。

Q 放映休止時間はありますか？

A 午前8時から午前11時の間は放映をお休みさせていただいております。また夏期は休止時間が変更になる場合がございます。ご了承ください。

Q 広告の音は出せますか？

A 条例に基づいた音量であれば可能でございます。音量に関しましても事前の審査をさせていただきます。

3D映像制作

ブランコパレットでは
MONSTER 3D VISIONで放映する
3D映像、及び2D映像の制作も承っております。



映像の内容により料金は異なりますので
お気軽にお問い合わせください。

Mail: contact@blancopared.com

Tel: 06-6630-7100

映像制作事例



MONSTER 3D VISION Osaka Soemoncho
LION(2023)



MONSTER 3D VISION Osaka Soemoncho
UFO(2023)

運営会社

社名	(株)ブランコパレット
設立	2023年2月
資本金	900万円
代表者	水谷憲司
事業内容	1. 電子看板による広告・宣伝 2. 事務代行業 3. AIに関するソフトウェアの開発及び販売 4. インフルエンサー等の育成及びマネジメント 5. 前各号に附随する一切の業務
自社媒体	MONSTER 3D VISION
本社	〒556-0015 大阪府大阪市浪速区敷津西2丁目1-12 YKビルディング4階4A号室

MONSTER 3D VISION 運用規約

1. 素材搬入の締め切りは放映開始日の「10営業日」前とさせていただきます。
2. 当局の指導により、音量の調整をさせて頂く場合がございます。予めご了承ください。
3. 弊社の責に帰す事故等による運転休止、または特別放映等の場合により予定放映回数を実施できない場合は補充放映を実施することで保障放映回数を保障し、これを履行したものと致します。
4. 弊社放映基準に抵触する内容に関しましては、放映をお断りする場合がございます。放映開始後に放映基準に抵触していることが判明した場合も同様です。
5. 天災事故等弊社の責に帰さないやむを得ない事情により、媒体そのものの運用に物理的もしくはシステマ的な障害が発生した場合、放映が中止される場合がございます。
6. 放映開始時に、下記放映基準をクリアしていたとしても、その後の事情により広告主様もしくは広告商品に反社会的な事件もしくは事故が発生し、当該媒体自体及び当該媒体で放映する他の広告に悪影響を及ぼすことが明らかな場合、放映を中止する場合がございます。
7. 前項 4～6 の場合、いただいた放映料金等一切の金銭の返金はできませんのでご了承ください。

放映基準

1. 放映禁止事項

- (1) 公序良俗に反するもの、児童・青少年の人格形成や習慣に悪影響を及ぼすもの等、社会通念上放映できないと認められるもの。
- (2) 通行人、公衆に不快の念を与える表現、広告表現上不適当と認められるもの。
- (3) 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明確なもの。
- (4) 政治的、思想的意図のあるものや寄付募集、宗教活動、暴力団等の特殊な結社団体に関わるもの。ただし、公職選挙法などで認められているものを除く。
- (5) 一部風俗営業やマルチ商法、霊感商法等の権利関係、取引の実態が不明確な業種。
- (6) 医療・医薬品・医療器具・化粧品などの広告で、医師法・医療法・薬事法などに抵触する恐れのあるもの。
- (7) テレビ放送など他の媒体のために制作された映像で、著作権などの権利関係が明確に処理されていないもの。
- (8) 皇室、王室、元首、国旗、オリンピックや国際的な博覧会、大会などのマーク、標語、呼称、個人名、企業名、団体名、写真、新聞記事、談話及び商標、著作物などを無断で使用しているもの。
- (9) サプリメンタル表現手法等の視聴者が通常感知し得ない方法によって、何らかのメッセージの伝達を意図するもの。
- (10) 確実な事実の裏付けがなく、虚偽または誤解を招く恐れのある表現を用いたもの。
- (11) その他、不適当と認められるもの。
- (12) 上記に規定のない事項については、「日本民間放送連盟放送基準」を準用する。

2. 業種・商品別の表示規制、審査基準等

- (1) 不動産広告
 - イ) 公正競争規約による表示規制。
 - ロ) 投げ売り、特売、早い者勝ち等、契約を急がせる表示は認めない。（「先着順」は手続き説明であり、これに当たらない。）
- (2) コンタクトレンズ
「コンタクトレンズは必ず眼科医の処方により、正しくご使用下さい。」等の主旨の表示が必要。
- (3) 医薬品
「この薬は、使用上の注意をよく読んで、正しくお使い下さい。」等の主旨の表示が必要。なお、「痩せる」、「治る」、「軽くなる」等効能の約束表示は出来ない。
- (4) 病院・医療機関
医療法（第6条の5から8医薬、歯科医薬又は助産師の業務等の広告）及び、厚生労働省告示に規定する事項以外は原則として表示できない。
なお、「美容・整形外科」についても、医療法・厚生労働省告示の主旨による。
- (5) ギャンブル
過度に射幸心を煽る内容・表現の物は認めない。
- (6) 銀行・信販カード
キャッシング機能表示は事前に要相談。
- (7) 消費者金融
 - イ) 誇大な表現又は安易な借入を助長するものは認めない。
 - ロ) 「ご利用は計画的に」等の標語を明示すること。
- (8) たばこ
財務省告示によるものとし、原則として認めない。ただし、マナー広告は審査の上承認する。
- (9) 宗教・宗派
 - イ) 宗教施設や行事の案内に限り審査の上承認する。
 - ロ) 教義・経典の類、布教を目的とするもの及び他の宗教・宗派に対して言及（批判・中傷等）するものは認めない。
 - ハ) 教団・教祖等が発行する出版物については宣伝の内容を審査の上承認する。
- (10) 風俗営業、特殊浴場、ストリップ劇場、ラブホテル（ファッションホテル）、アダルトショップ、ファッションマッサージ、個室ビデオ等及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める性風俗関連特殊営業については掲出を認めない。
- (11) タイアップ広告・連合広告
 - イ) 表示内容等は事前に要相談。
 - ロ) 関連性・企画性があり、統一されたものであれば審査の上承認する。
- (12) 意見広告
原則として意見発表の場としない。例えば、国内世論が大きく分かれている問題については、賛否両論とも取り扱わない。
- (13) 出版広告
原則として市販されている書籍・雑誌の広告を対象とし、その表現内容について下記項目により審査する。
 - イ) 虚偽もしくは不正確な表現で、事実と誤認される恐れのある表現がないかどうか。
 - ロ) 法規に抵触する恐れのある表現はないかどうか。
 - ハ) 犯罪を示唆したり暴力を礼賛するなど、社会的に悪と見なされるものを推奨または肯定する表現がないかどうか。
 - ニ) 出版広告の形式をとりながら選挙の事前運動などの売名行為が主な目的の内容ではないかどうか。
 - ホ) 性に関する表現が、露骨または挑発的ではないかどうか。
 - ヘ) 性犯罪を興味本位に取り上げた表現はないかどうか。
 - ト) 児童や未成年の性行動に関する表現はないかどうか。

以上、上記に規定のないものについては、事前に相談の上、決定するものとする。

MONSTER 3D VISION

お問い合わせ

Blanco Pared

株式会社ブランコパレット

Mail: contact@blancopared.com

Tel: 06-6630-7100